

第 26 号議案

足立区心身障害者福祉手当条例及び足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区心身障害者福祉手当条例及び足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

(足立区心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第 1 条 足立区心身障害者福祉手当条例(昭和 49 年足立区条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 8 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

(足立区難病患者福祉手当条例の一部改正)

第 2 条 足立区難病患者福祉手当条例(昭和 50 年足立区条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 8 条及び第 10 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

高齢者福祉手当の受給可能性が消滅したことに伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。